

特定非営利活動法人 日本メディカルセクレタリー機構 定款

- 第 1 章 総則
 - 第 2 章 目的及び事業
 - 第 3 章 会員
 - 第 4 章 役員及び職員
 - 第 5 章 理事会
 - 第 6 章 資産及び会計
 - 第 7 章 規約の変更、解散及び合併
 - 第 8 章 公告の方法
 - 第 9 章 雑則
- 付則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本メディカルセクレタリー機構という。英文名称は **Japan Medical Secretary Organization** とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山三丁目 1 番 3 0 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、広く一般国民に対して、医療の事務に従事する機会を得るための教育の支援や人材の質的水準を維持、向上するための事業を行い、社会教育ならびに医療の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) メディカルセクレタリー資格の認定基準の策定、公開及び認定事業
- (2) メディカルセクレタリー養成事業
- (3) メディカルセクレタリー調査研究事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、資金協力を行う個人及び団体

(入会)

第7条

第1項 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に入会金及び会費を添えて、理事長に申し込むものとする。

第2項 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第3項 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

第1項 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款などに違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第2項 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品も不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条

第1項 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人

第2項 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条

第1項 理事及び監事は、総会において選任する。

第2項 理事長は、理事の互選とする。

第3項 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第4項 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

第5項 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条

第1項 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第2項 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第3項 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

第1項 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第2項 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任務を伸長する。

第3項 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第4項 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条

第 1 項 役員は、無報酬とする。

第 2 項 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 3 項 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条

第 1 項 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

第 2 項 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会 議

(種別)

第 21 条

第 1 項 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

第 2 項 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 役員を選任及び解任

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 解散における残余財産の帰属

(7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条

第 1 項 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

第 2 項 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条3項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条

第1項 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

第2項 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第3項 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長もしくは理事がこれにあたる。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条

第1項 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第2項 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条

第1項 各正会員の表決権は平等なるものとする。

第2項 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第3項 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

第4項 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(総会の議事録)

第30条

第1項 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長及び総会によって選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条

第1項 理事会は、理事長が招集する。

第2項 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

第3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条

第1項 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第2項 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条

第1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。

第2項 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

第3項 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条

第 1 項 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 2 項 議事録には、議長及びその会議によって選任された議事録署名人 2 人以上が、署名または記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条

第 1 項 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会において報告しなければならない。

第 2 項 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

第 3 項 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条

第 1 項 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

第 2 項 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 49 条

第 1 項 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 2 項 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条

第 1 項 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

第 2 項 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第 3 項 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人のインターネット上のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、法人設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 米本 恭三
理事 金澤 康徳
理事 酒井 紀
理事 濱本 恒男
理事 石田 正則
監事 岩月 隆一
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年度 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 正会員	個人	入会金	0 円	年会費	5,000 円
	団体	入会金	100,000 円	年会費	100,000 円
(2) 賛助会員	個人	入会金	0 円	年会費	5,000 円
	団体	入会金	0 円	年会費	100,000 円